

**報告第 2 号 専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて
(三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について)**

**報告第 3 号 専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて
(三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)**

【趣 旨】

今般の法改正により、住民税の定額減税（特別税額控除）や固定資産税の負担調整措置に関する改正が行われたことから、三田市市税条例及び三田市都市計画税条例改正の専決処分を行いました。

【内 容】

(1) 三田市市税条例の一部を改正する条例

① 個人市民税関係

住民税定額減税（特別税額控除）規定の追加【付則第 7 条の 5、第 7 条の 8、第 16 条の 3、第 16 条の 4、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 20 条の 2、第 20 条の 3】

令和 6 年度の個人住民税所得割から 1 人につき最大 1 万円（市民税 6 千円、県民税 4 千円）を特別税額控除するための規定を追加したものです。

○住民税定額減税（特別税額控除）の概要

特別控除額は次の金額の合計額です。ただし、その合計額が個人住民税の所得割を超える場合、所得割の額を限度とします。（減収額は全額国費で補填）

納税者本人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 万円

控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）・・ 1 人につき 1 万円

※納税者本人の合計所得金額が 1,805 万円以下の場合に限ります。

イメージ	給付金	対象	定額減税	対象
	住民税非課税世帯、または、住民税所得割が課税されていない世帯		所得税及び住民税所得割が課税されている人	
①	②	③	④	所得1805万円超は対象外
住民税非課税世帯	所得税非課税世帯で 住民税均等割課税世帯 (住民税所得割課税世帯除く)	①、②、④以外の人	所得税(3万円以上)及び住民税 (1万円以上)を納税している人	
3万円	10万円	現金給付 減税額との 差額を1万 円単位支給	定額減税(4万円/人) (所得税(3万円/人) 住民税(1万円/人))	
7万円				
18歳以下の子ども1人あたり 5万円		減税		

○税額控除の方法

ア 給与所得にかかる特別徴収（給与天引き）の場合（地方税法第321条の5）

令和6年6月分の特別徴収は行わず、特別控除後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分から特別徴収します。

給与所得者（特別徴収の方）

通常の特別徴収（6月から翌年5月までの12カ月で徴収）												
改正前	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月
	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額
↓												
定額減税の特別徴収（6月は徴収せず、特別控除後の税額を7月から翌年5月までの11カ月で徴収）												
改正後	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月
	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額

イ 普通徴収の場合（付則第7条の6）

第1期分（6月分）の税額から特別控除を行い、控除しきれない場合は第2期以降の税額から順次控除を行います。

普通徴収の方

R6年度税額を4回で普通徴収				
改正前	第1期(R6.6月)	第2期(R6.8月)	第3期(R6.10月)	第4期(R7.1月)
	税額	税額	税額	税額
↓				
R6年度税額を6月分から特別控除（控除しきれない場合は8月以降も控除）				
改正後	第1期(R6.6月)	第2期(R6.8月)	第3期(R6.10月)	第4期(R7.1月)
	特別税額控除	税額	税額	税額

ウ 公的年金等の雑所得にかかる特別徴収（年金天引き）の場合（付則第7条の7）

I 年金天引き1年目の方

令和6年度から始めて特別徴収が開始される方は、普通徴収第1期分（6月分）から特別控除を行い、控除しきれない場合は第2期以降（8月分以降）の税額から順次控除を行います。

年金天引き開始（初年度）の方

改正前	R6年度税額の1/2を2回で普通徴収			R6年度税額の1/2を3回で特別徴収		
	普通徴収			年金特別徴収		
	第1期(R6.6月)	第2期(R6.8月)	R6.10月	R6.12月	R7.2月	
	税額	税額	税額	税額	税額	



改正後	R6年度税額を6月分から特別控除（控除しきれない場合は8月以降も控除）					
	普通徴収			年金特別徴収		
	第1期(R6.6月)	第2期(R6.8月)	R6.10月	R6.12月	R7.2月	
	特別税額控除	税額	税額	税額	税額	

II 年金天引き2年目以降の方

令和6年10月支払分の年金より特別徴収される税額から特別控除を行い、控除しきれない場合は12月支払分以降の税額から順次控除を行います。

年金天引き開始（2年目以降）の方

改正前	R5年度税額の1/2を3回で特別徴収			R6年度税額と4～8月特別徴収額との差額を3回で特別徴収		
	R6.4月	R6.6月	R6.8月	R6.10月	R6.12月	R7.2月
	税額	税額	税額	税額	税額	税額



改正後	R5年度税額の1/2を3回で特別徴収			R6年度税額と4～8月特別徴収額との差額を3回で特別徴収するが、10月分から特別控除（控除しきれない場合は12月以降も控除）		
	R6.4月	R6.6月	R6.8月	R6.10月	R6.12月	R7.2月
	税額	税額	税額	特別税額控除	税額	税額

② 固定資産税関係

固定資産税（土地）の負担調整措置期限延長（付則第12条、第13条、第13条の3、第15条）

土地基本法に基づき地価公示等公的価格の7割を固定資産評価額とし、地価の上昇に伴う税負担上昇を緩和するため、固定資産税（土地）の負担調整措置適用期限を令和8年度まで3年間延長する規定を改正するものです。

現行	改正後
令和3年度から令和5年度	令和6年度から令和8年度

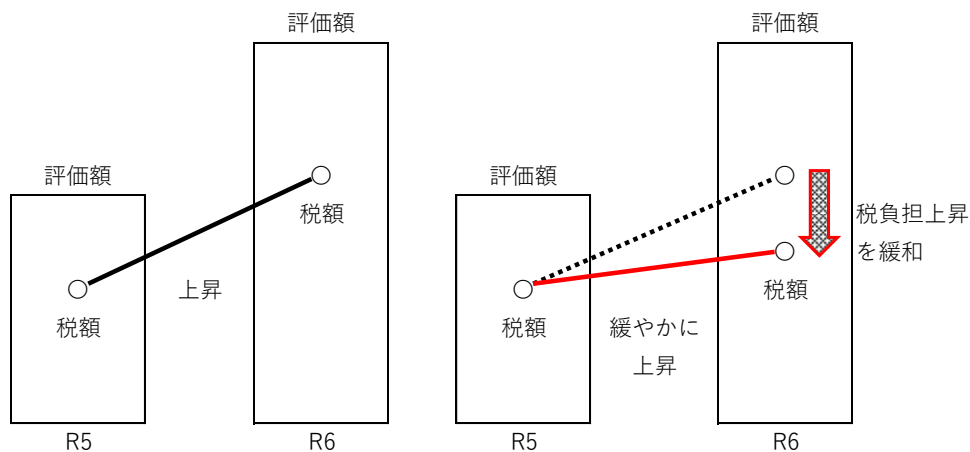
イメージ

負担調整措置がない場合

評価額に連動して税額も上昇

負担調整措置がある場合

評価額上昇よりも緩やかに税額が上昇



③ その他所要の規定の整備

地方税法改正に伴う参照条項等にずれが生じるため、条例改正の専決処分をしたものです。

(2) 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

① 都市計画税（土地）の負担調整措置期限延長（付則第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条）

土地基本法に基づき地価公示等公的価格の7割を固定資産評価額とし、地価の上昇に伴う税負担上昇を緩和するため、都市計画税（土地）の負担調整措置適用期限を令和8年度まで3年間延長する規定を改正するものです。

現行	改正後
令和3年度から令和5年度	令和6年度から令和8年度

② その他所要の規定の整備

地方税法改正に伴う参照条項等にずれが生じるため、条例改正の専決処分をしたものです。

【施行期日】

令和6年4月1日

【予算措置】

なし

【その他】

関係法令

地方税法（昭和25年法律第226号）